

# 綾 部 市 公 報

番 号

第 6 7 8 号

発行日

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

発行所

綾部市役所

## 目 次

### ○規 則

- ・綾部市営住宅設置及び管理条  
例の一部を改正する条例の施  
行期日を定める規則  
(建築課)・・・1

### ○告 示

- ・綾部市障害者自立支援医療特  
別対策費支給事業実施要綱の  
一部改正  
(福祉課)・・・2
- ・綾部市訪問生活介護事業運営  
要綱の一部改正  
(福祉課)・・・3
- ・綾部市障害者福祉サービス等  
利用支援事業実施要綱の一部  
改正  
(福祉課)・・・4
- ・綾部市身体障害者自動車運転  
免許取得教習費助成金交付要  
綱の一部改正  
(福祉課)・・・5
- ・綾部市身体障害者自動車改造  
助成金支給要綱の一部改正  
(福祉課)・・・6
- ・綾部市在宅重度心身障害者移  
動支援事業実施要綱の一部改  
正  
(福祉課)・・・7
- ・綾部市多子軽減措置に伴う障  
害児通所給付費支給要綱の一  
部改正  
(福祉課)・・・8
- ・綾部市軽・中等度難聴児支援  
事業実施要綱の一部改正  
(福祉課)・・・9

- ・平成 3 0 年綾部市議会 1 2 月定  
例会招集告示  
(総務課)・・・10
- ・綾部市国民健康保険被保険者証  
の無効告示  
(市民・国保課)・・・11
- ・市道路線区域変更告示  
(建設課)・・・13
- 公 告
- ・志賀共同畜舎解体工事条件付一  
般競争入札について  
(監理課)・・・14
- ・公示送達  
(税務課)・・・24
- ・J R 山家駅前施設改修工事(建  
築本体工事)条件付一般競争入  
札について  
(監理課)・・・25
- ・山家西簡易水道舗装復旧工事 2  
8 工区条件付一般競争入札につ  
いて  
(監理課)・・・35
- ・安場加圧ポンプ施設更新工事条  
件付一般競争入札について  
(監理課)・・・45
- ・安場加圧ポンプ施設配管工事条  
件付一般競争入札について  
(監理課)・・・55
- ・公示送達  
(市民・国保課)・・・65
- ・公示送達  
(税務課)・・・66
- ・農業経営基盤強化促進法に  
基づく農用地利用集積計画  
の縦覧について  
(農業委員会)・・・67
- ・公示送達  
(税務課)・・・68

- ・マンホールポンプ設置（30-1）工事条件付一般競争入札について  

（監理課）・・・69
  - ・マンホールポンプユニット設置（30-1）工事条件付一般競争入札について  

（監理課）・・・79
  - ・東八田小学校浄化槽取替工事条件付一般競争入札について  

（監理課）・・・89
  - ・綾部市職員採用試験について  

（総務課）・・・99
  - ・水田センサ購入に係る一般競争入札について  

（農林課）・・・106
  - ・指名競争入札参加資格審査申請について  

（監理課）・・・111
- 教育委員会告示
  - ・平成30年第11回綾部市教育委員会招集告示  

・・・120
- 選挙管理委員会告示
  - ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数  

・・・121
  - ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数  

・・・122
  - ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数  

・・・123

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月30日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第18号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成30年綾部市条例第26号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成30年12月1日とする。

綾部市告示第168号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成19年綾部市告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「市民税非課税世帯のうち対象者本人」を「市民税非課税世帯（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。以下同じ。）のうち対象者本人」に改める。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行し、改正後の綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日から適用する。

綾部市告示第169号

綾部市訪問生活介護事業運営要綱（平成25年綾部市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

綾部市長 山崎善也

第9条第1項第1号中「非課税世帯」の次に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第4号に規定する当該支給決定障害者等の所属する世帯をいう。)」を加え、同項第2号中「合算した額」の次に「(政令第17条第2号イに規定する合算した額をいう。)」を加える。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行し、改正後の綾部市訪問生活介護事業運営要綱の規定は、平成30年9月1日から適用する。

綾部市告示第170号

綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年綾部市告示第73号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

綾部市長 山 崎 善 也

別表の2 自立支援医療利用者負担緩和事業の項中「市民税非課税世帯のうち利用者本人」を「市民税非課税世帯（政令第35条第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。以下この項において同じ。）のうち利用者本人」に改め、「。以下同じ」を削る。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行し、改正後の綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日から適用する。

綾部市告示第 1 7 1 号

綾部市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱（昭和 5 2 年綾部市告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「市町村民税所得割」の次に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 7 条第 2 号イに規定する所得割をいう。)」を加える。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日から施行し、改正後の綾部市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱の規定は、平成 3 0 年 9 月 1 日以降に教習を開始した者に係る助成金から適用する。

綾部市告示第 1 7 2 号

綾部市身体障害者自動車改造助成金支給要綱（平成 2 年綾部市告示第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条中「市町村民税所得割」の次に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 7 条第 2 号イに規定する所得割をいう。)」を加える。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日から施行し、改正後の綾部市身体障害者自動車改造助成金支給要綱の規定は、平成 3 0 年 9 月 1 日から適用する。



綾部市告示第173号

綾部市在宅重度心身障害者移動支援事業実施要綱（平成7年綾部市告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条中「市町村民税所得割」の次に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第2号イに規定する所得割をいう。)」を加える。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行する。

綾部市告示第 1 7 4 号

綾部市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給要綱(平成 2 6 年綾部市告示第 5 2 号)の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 2 中「市町村民税非課税世帯」の次に「(児童福祉法施行令(昭和 2 3 年政令第 7 4 号。以下「政令」という。)第 2 4 条第 5 号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。)」を加え、「所得割 2 8 万円未満」を「所得割(政令第 2 4 条第 2 号に規定する所得割をいう。以下同じ。) 2 8 万円未満」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日から施行し、平成 3 0 年 9 月に提供された障害児通所支援から適用する。

綾部市告示第175号

綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱（平成27年綾部市告示第127号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第3号中「市町村民税所得割」の次に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2号に規定する所得割の額）」を加える。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行し、改正後の綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日から適用する。

綾部市告示第 1 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、平成 3 0 年 1 2 月 3 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 177 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成30年11月28日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0206-72001	昭和46年10月20日
平成30年 4月 1日	綾0403-31002	昭和24年 6月11日
平成30年 4月 1日	綾0403-31002	昭和23年 7月 3日
平成30年 4月 1日	綾0406-32019	昭和21年 6月17日
平成30年 4月 1日	綾0510-31012	昭和24年 7月28日
平成30年 6月 8日	綾0513-73001	昭和50年 1月10日
平成30年 4月 2日	綾0523-43006	平成 8年 8月 6日
平成30年 6月28日	綾0702-32125	平成 7年 8月27日
平成30年 4月 1日	綾0708-72002	平成15年 5月23日
平成30年 4月 1日	綾0709-81002	昭和27年 5月 1日
平成30年 4月 1日	綾0805-15009	昭和35年 9月 5日
平成30年 4月 1日	綾0809-81004	平成 7年10月 7日
平成30年 4月 1日	綾0812-41006	昭和34年11月21日
平成30年 4月 1日	綾0816-32070	昭和54年12月 4日
平成30年 4月 1日	綾0827-12034	昭和26年 4月17日
平成30年 4月 1日	綾0829-33003	昭和45年 1月 2日
平成30年 4月 1日	綾0830-41036	昭和28年11月13日
平成30年 4月 1日	綾0834-33003	平成17年 9月23日
平成30年 4月 1日	綾0834-33003	昭和46年11月19日
平成30年 4月 1日	綾0839-81017	昭和23年 4月30日
平成30年 4月 1日	綾0901-13013	昭和47年 2月15日
平成30年 4月 1日	綾0901-31099	昭和46年11月30日
平成30年 6月 8日	綾0901-75013	昭和56年10月 9日

告 示

平成30年 4月 1日	綾0901-75013	平成27年 5月27日
平成30年 4月 1日	綾0905-15056	昭和46年 9月30日
平成30年 4月 1日	綾0905-15056	昭和20年 3月18日
平成30年 4月 1日	綾0909-52017	平成 4年10月26日
平成30年 4月 1日	綾0911-41013	昭和37年 4月15日
平成30年 4月 1日	綾0911-61014	昭和47年 7月12日
平成30年 4月 1日	綾1008-15005	昭和51年 5月22日
平成30年 4月 1日	綾1008-41008	昭和26年 9月16日
平成30年 4月 1日	綾1008-51001	昭和48年 5月18日
平成30年 4月 1日	綾1017-81009	昭和26年 3月 4日
平成30年 4月 1日	綾1022-15036	昭和63年 7月19日
平成30年 4月 1日	綾1024-31004	平成 4年 9月11日
平成30年 4月 1日	綾1210-32020	昭和19年 4月30日

綾部市告示第 1 7 8 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 0 年 1 2 月 3 日から平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 5 3	上 延 岡 線	上延町八反 3 7 番 2 上延町八反 3 6 番 1	82.79	前	最大 4.95 最小 4.13
				後	最大 6.00 最小 6.00

## 綾部市公告第132号

普通財産解体事業、志賀共同畜舎解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月5日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第430 103号   |
| (2) 工 事 名 | 志賀共同畜舎解体工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市志賀郷町（別添位置図参照）                                    |
| (4) 工事概要  | 共同畜舎解体（畜舎、サイロ）<br>木造2階建畜舎 解体面積 591.52㎡<br>サイロ解体 10基 |
| (5) 予定工期  | 平成30年12月4日から<br>平成31年 3月3日まで（90日間）                  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事のいずれかでA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一



一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月5日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は160円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月8日(木) 午前9時から午後6時まで

平成30年11月9日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月15日(木) から

平成30年11月16日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月19日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開シ

システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 平成30年11月26日(月) 午前9時から午後6時まで  
平成30年11月27日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

平成30年11月28日(水) 午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 1 3 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 1 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

## 綾部市公告第134号

駅再生プロジェクト事業、JR山家駅前施設改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月12日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 106号  |
| (2) 工事名  | JR山家駅前施設改修工事（建築本体工事）                                   |
| (3) 工事場所 | 綾部市上原町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | 内装改修 100.9㎡<br>屋根葺替え 184.0㎡<br>上記に伴う建築工事及び給排水衛生設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成30年12月11日から<br>平成31年 3月20日まで（100日間）                  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は530円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月15日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年11月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年11月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月22日（木）から

平成30年11月26日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで

にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等  
は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 平成30年12月3日(月) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月4日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月3日の午前9時から正午までと午後  
1時から午後5時までと、12月4日の午前9時から正午までと午後  
1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容  
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ  
ること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法  
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項  
によること。

### (2) 開札の日時

平成30年12月5日(水) 午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77  
条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最  
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し  
た者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし  
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら  
れる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



J R山家駅前施設改修工事（建築本体工事）付近見取り図 1/3,000

## 綾部市公告第135号

山家西簡易水道統合整備事業、山家西簡易水道舗装復旧工事28工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月12日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 107号                                |
| (2) 工事名  | 山家西簡易水道舗装復旧工事28工区                        |
| (3) 工事場所 | 綾部市下替地町（別添位置図参照）                         |
| (4) 工事概要 | L=1, 381m<br>W=1.6~6.5m<br>舗装工 A=4, 829㎡ |
| (5) 予定工期 | 平成30年12月11日から<br>平成31年 3月10日まで（90日間）     |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月12日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は110円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月15日(木) 午前9時から午後6時まで

平成30年11月16日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年11月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月22日(木) から

平成30年11月26日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月28日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで

にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等  
は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 平成30年12月3日(月) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月4日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月3日の午前9時から正午までと午後  
1時から午後5時までと、12月4日の午前9時から正午までと午後  
1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容  
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ  
ること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法  
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項  
によること。

### (2) 開札の日時

平成30年12月5日(水) 午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77  
条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最  
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し  
た者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし  
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら  
れる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 3 6 号

水量水質安定的対策事業、安場加圧ポンプ施設更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 4 3 0 1 0 8 号  |
| (2) 工 事 名 | 安場加圧ポンプ施設更新工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市安場町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | ポンプ交換 2 基<br>流量計交換 1 基                                   |
| (5) 予定工期  | 平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日から<br>平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（1 1 1 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月12日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は210円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月15日(木)午前9時から午後6時まで

平成30年11月16日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年11月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月22日(木)から

平成30年11月26日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等



は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年12月3日(月) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月4日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年12月5日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

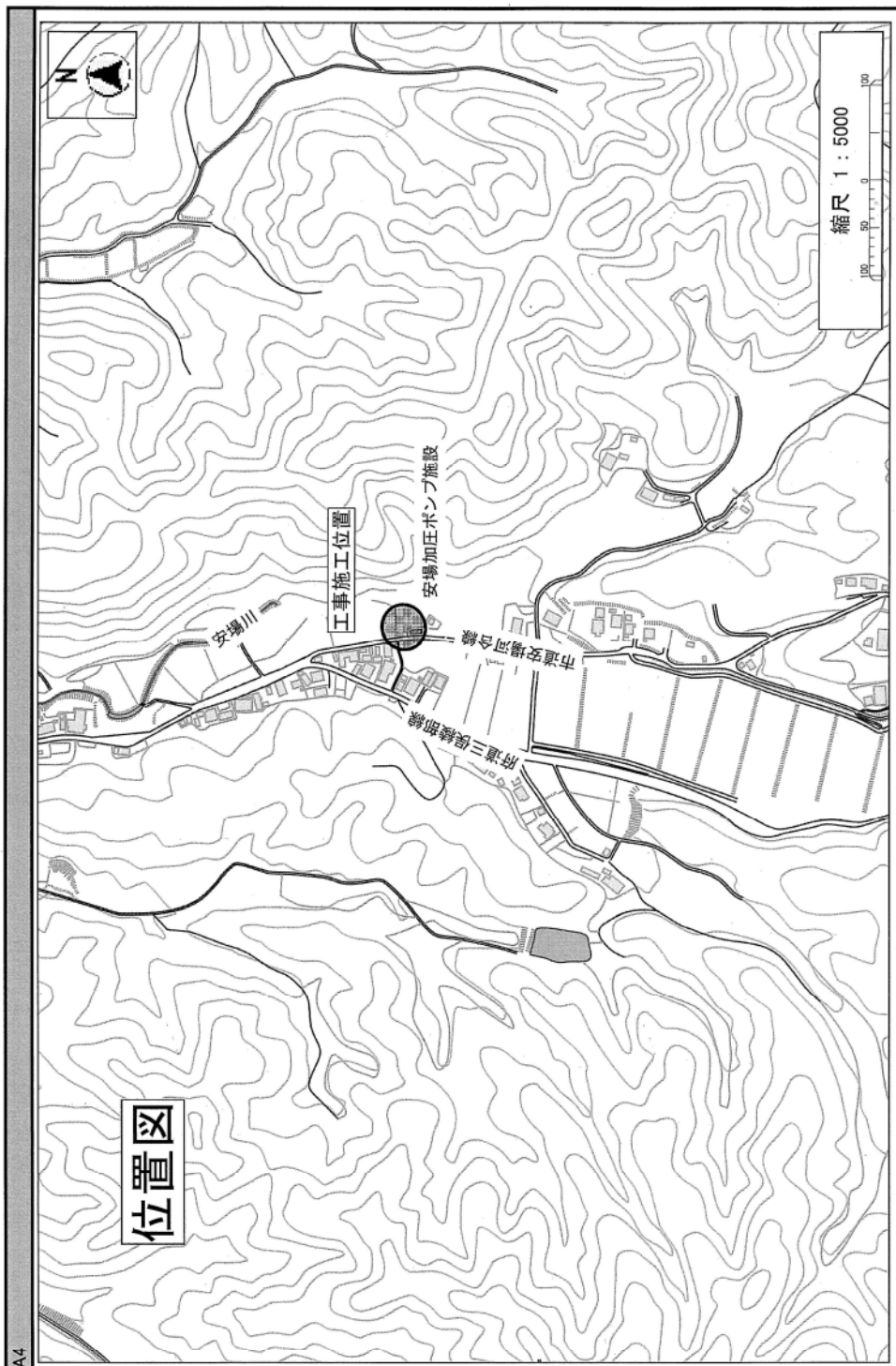
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





## 綾部市公告第137号

水量水質安定的対策事業、安場加圧ポンプ施設配管工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月12日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第430 110号                             |
| (2) 工 事 名 | 安場加圧ポンプ施設配管工事                         |
| (3) 工事場所  | 綾部市安場町（別添位置図参照）                       |
| (4) 工事概要  | 送水配管工 一式                              |
| (5) 予定工期  | 平成30年12月11日から<br>平成31年 3月31日まで（111日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のB等級又はC等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会修了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月12日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は400円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月15日(木)午前9時から午後6時まで

平成30年11月16日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年11月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月22日(木)から

平成30年11月26日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等

は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 平成30年12月3日(月) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月4日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

平成30年12月5日(水) 午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

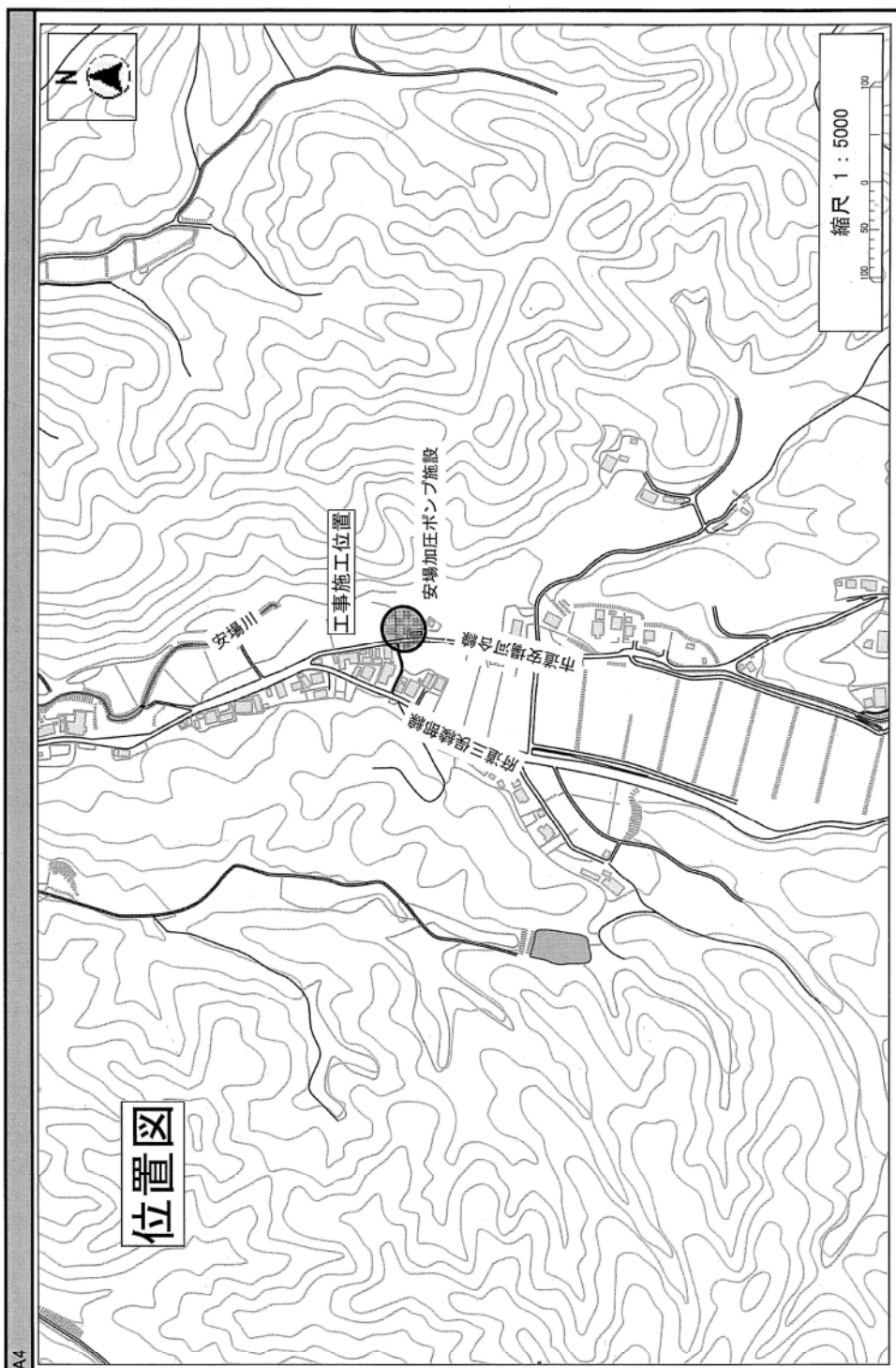
- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)



- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

平成30年11月12日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 3 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第141号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成30年11月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成30年11月15日から平成30年11月28日まで

綾部市公告第 1 4 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

## 綾部市公告第 1 4 2 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（30-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月26日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第430 112号                            |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（30-1）工事                   |
| (3) 工事場所  | 綾部市青野町（別添位置図参照）                      |
| (4) 工事概要  | マンホールポンプ 1箇所                         |
| (5) 予定工期  | 平成30年12月26日から<br>平成31年 3月15日まで（80日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は690円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月29日(木) 午前9時から午後6時まで

平成30年11月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年12月6日(木) から

平成30年12月7日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年12月10日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等



は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年12月14日(金) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月17日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年12月18日(火) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



工 事 名：マンホールポンプ設置（30-1）工事



綾部市公告第 1 4 3 号

下水道整備事業、マンホールポンプユニット設置（30-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月26日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第430 113号  |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプユニット設置（30-1）工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市田町外（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 管渠工 VU150 L=40m<br>管渠工 VP50 L=21m<br>マンホール設置工 N=3基<br>汚水柵及び取付管工 N=4箇所<br>宅内ユニット設置 N=1箇所<br>機械・電気設備設置 N=1箇所 |
| (5) 予定工期  | 平成30年12月26日から<br>平成31年 3月15日まで（80日間）   |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,810円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月29日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年11月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年12月6日（木）から

平成30年12月7日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年12月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 平成30年12月14日（金）午前9時から午後6時まで  
平成30年12月17日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

平成30年12月18日（火）午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

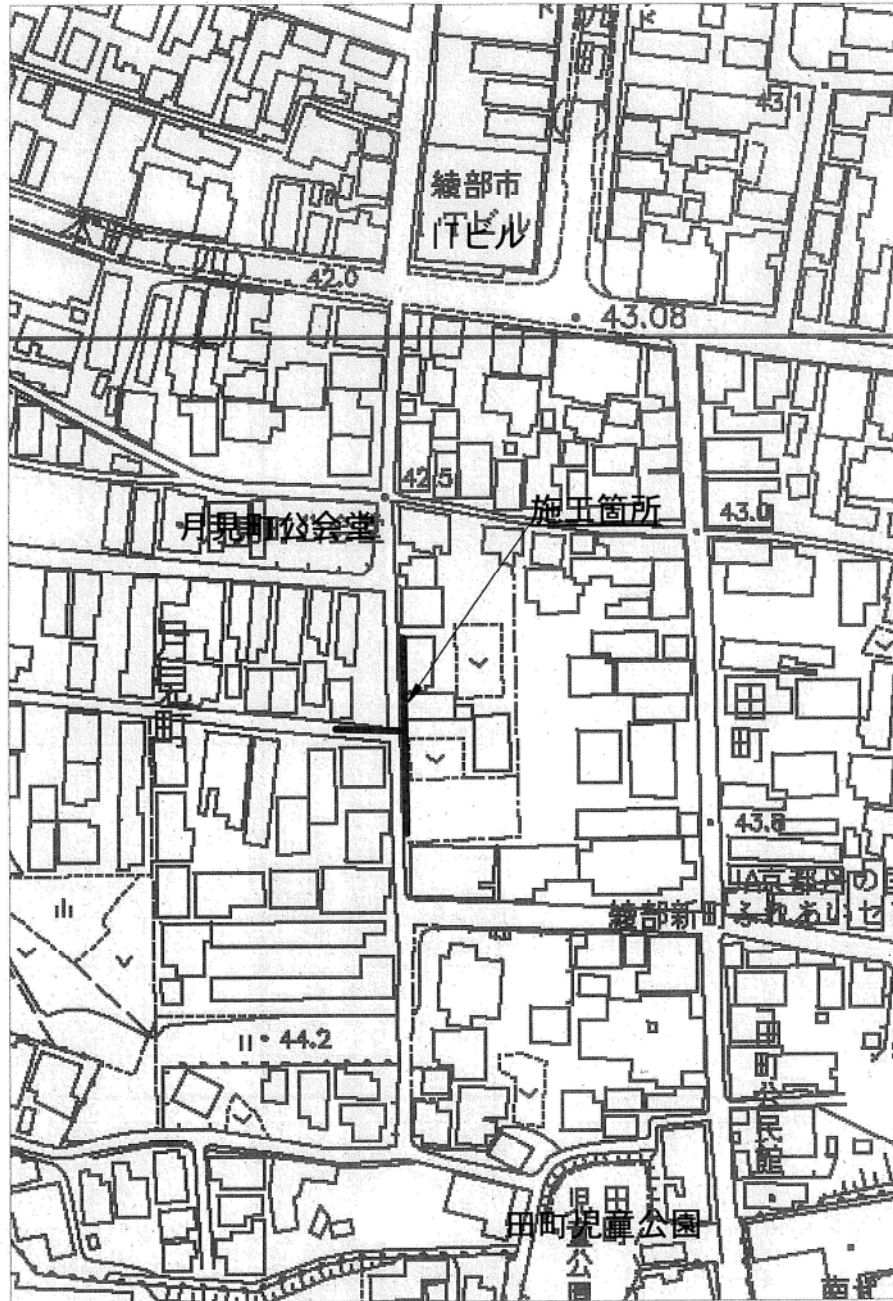
**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)



- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



マンホールの設置 (30-1) 工事

## 綾部市公告第144号

学校施設維持管理費（小学校費）、東八田小学校浄化槽取替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年11月26日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第430 117号                            |
| (2) 工 事 名 | 東八田小学校浄化槽取替工事                        |
| (3) 工事場所  | 綾部市上杉町（別添位置図参照）                      |
| (4) 工事概要  | 浄化槽新設 21人槽<br>既設浄化槽撤去 60人槽           |
| (5) 予定工期  | 平成30年12月26日から<br>平成31年 3月25日まで（90日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ、土木工事・建築工事・管工事のいずれかでA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年11月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は300円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年11月29日(木)午前9時から午後6時まで

平成30年11月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年12月6日(木)から

平成30年12月7日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年12月10日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シ

システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 平成30年12月14日(金) 午前9時から午後6時まで  
平成30年12月17日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

平成30年12月18日(火) 午前10時15分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

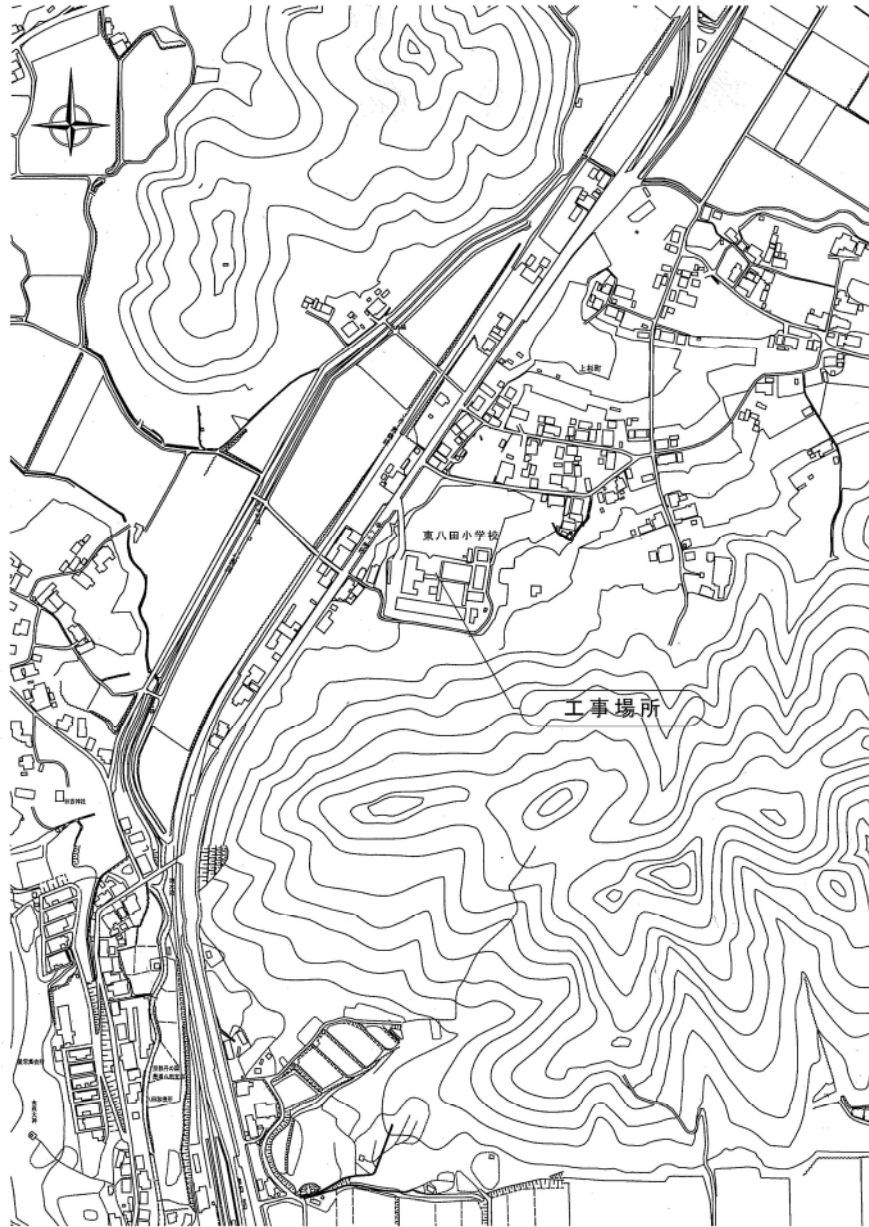
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



東八田小学校浄化槽取替工事

綾部市公告第 1 4 5 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「平成 3 1 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、  
3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

平成30年度 第3回

# 綾部市職員採用試験

保健師・土木技師・文化財技師

～住んでよかった・住みたくなる・  
住み続けられるまちづくり～



住んでよかった…  
ゆったりやすらぎの  
**田園都市・綾部**

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
保健師	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方。 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、平成31年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	(1) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方 (2) 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち(1)と同程度の技術を有する方	土木関係業務に従事
文化財技師	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方、又は平成31年3月末日までに取得見込みの方で、文化財の調査、保存及び展示等に関する専門的知識を有する方 なお、資格取得見込みでこの試験に合格した方が、平成31年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用されません	文化財関係業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第 1 次試験	平成 3 1 年 1 月 2 6 日 (土) 午前 9 時 3 0 分 (受付：午前 9 時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第 2 次試験	平成 3 1 年 2 月上旬 ※詳細は、第 1 次試験合格者に文書で通知します。	
第 3 次試験	平成 3 1 年 2 月中旬 ※詳細は、第 2 次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) でお知らせします。

## 3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第 1 次 試 験	保 健 師 文化財技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査
	土 木 技 師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験 (休憩後、午後から実施)
第 2 次 試 験	全 職 種	(1) 作文試験 (作題指定) (2) 面接試験
第 3 次 試 験	全 職 種	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第 1 次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験 (社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式。出題数 4 0 題。試験時間 1 2 0 分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数 1 0 0 題。試験時間 1 0 分。
	専門試験 (土木技師)	専門的定式についての筆記試験。択一式。出題数 3 0 題。試験時間 1 時間 3 0 分～ 2 時間。試験問題は学歴別。
第 2 次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
第 3 次試験	面接試験	人物評価



## 4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	申込書は、市役所総務課にて配布しています。綾部市ホームページ ( <a href="http://www.city.ayabe.lg.jp/">http://www.city.ayabe.lg.jp/</a> ) からでもダウンロード可能です。
申込方法	採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ <b>直接持参又は郵送</b> してください。郵送で申し込まれる場合は、 <b>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に82円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒(長3)を必ず同封してください。</b> ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。 ※受験票が平成31年1月18日(金)までに到着しないときは、下記申込先までご連絡ください。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市総務部総務防災室総務課 職員・人事担当 Tel 0773-42-4228
受付期間	<b>平成30年12月3日(月)～平成31年1月10日(木)</b> <b>午前8時30分～午後5時15分</b> ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。
その他	身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

## 5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 平成31年2月4日(月)午前10時  
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。  
○綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示(平成31年2月4日(月)午後6時まで)  
○綾部市ホームページ(掲載期間:平成31年2月12日(火)午後5時まで)  
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



## 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「平成31年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として平成31年4月1日に採用されます。なお、平成31年度綾部市職員採用候補者名簿は、平成32年3月31日まで有効です。
- (2) 保健師・文化財技師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、平成31年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



## 7 給与、福利厚生等

(平成30年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	179,200円	159,800円	147,100円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 8 試験結果の開示

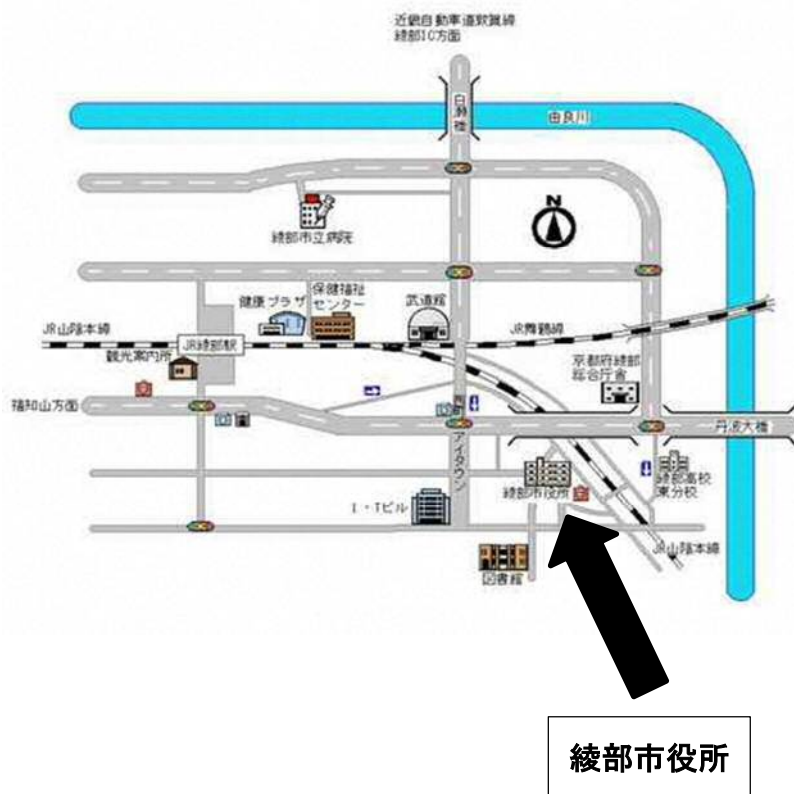
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しくください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	平成31年2月4日 (月)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)	第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)	最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市総務部総務課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

**第1次試験会場（綾部市役所）案内図**

\* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



**【徒歩の場合】**

JR綾部駅より約15分

**【あやバスの場合】**

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘・京綾部ホテル線「西町二丁目」下車徒歩約4分

■ 問い合わせ先 ■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市総務部総務防災室総務課職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第 1 4 6 号

水田センサ購入に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は入札してください。なお、この入札は一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 概要

1. 品名及び数量

本市が取り組む農業 I o T 実装推進事業で使用する以下の機材とし、受注者において水田圃場への設置及び水田センサで計測したデータ（以下「計測データ」という。）が閲覧できるよう機器の設定を行うものとします。

水田センサ（簡易気象計付き）	1 1 台
水田センサ	1 9 台
設置用ポール	3 0 本
センサ設置	3 0 か所
機器設定	1 1 農業者が指定するスマートフォン等

2. 性能

- (1) 水田センサは高精度でモバイル通信対応型の多地点計測を可能とするもの
- (2) 水田センサは水田圃場の水位・水温を自動計測し、そのデータを本体部の記憶装置に記録するもの
- (3) 簡易気象計部分は、水田圃場の気象状況（温度、湿度、照度、降雨量、風向、風速）等を計測できるもの
- (4) 水田センサの計測データは、モバイル回線を通じて、インターネット経由でクラウド内専用サーバに保存し、水田センサ使用者等が所有するスマートフォンやタブレットのアプリに配信して閲覧できること
- (5) 水田センサの計測データは、グラフの表示、C S V、ファイル形式でのダウンロードが可能なこと
- (6) 水田センサの位置を地図上に表示できること
- (7) その他別添仕様書による

3. 納入場所 綾部市若竹町 8 番地の 1（綾部市役所）

4. 予定納期 平成 3 1 年 1 月 3 1 日（木）まで

2 入札参加資格

この入札に係る参加資格は、次の要件を満たす者で、入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格確認したものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当し

ない者であること

- (2) 会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きの開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く
- (3) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと
- (4) 京都府内に営業所及びサポート拠点を有すること
- (5) 本事業が、総務省の地域I・O・T実装推進タスクフォースにおいて策定されたロードマップのうち、分野別モデル「スマート農業・林業・漁業」の横展開事業としてクラウド型水田管理システム（別添イメージ）を形成しようとするものであることから、同事業又は類似の公共事業の実績を有すること

### 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 誓約書
- (3) 地域I・O・T実装推進事業等の実績に関する資料（任意様式）

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

- ①時間 平成30年11月28日（水）午前10時から
- ②方法 綾部市ホームページ（入札・契約）からのダウンロードを基本とします。  
（<http://www.city.ayabe.lg.jp/sangyo/nyusatsu/index.html>）  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に農林課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市農林商工部農林課管理担当（本庁東2階）とし、代金は50円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成30年11月28日（水）午前10時から  
平成30年12月5日（水）正午まで
- ②方法 農林課への持参又は郵送による提出とします。  
持参の場合は①の期間中の開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月上旬に郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年12月10日（月）から  
平成30年12月11日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、農林課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年12月13日（木）午後5時までに綾部市ホームページ（入札・契約）に掲載します。ただし、希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）の規定により行います。
- (2) 入札の方法は、郵便入札とします。
  - ア 持参による入札書は、受け付けません。
  - イ 郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送してください。それ以外の方法で郵送された場合は、無効とします。
  - ウ 郵送する封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒としてください。
  - エ 入札書は、内封筒に入れ、のり付けの上、内封筒の貼合部分に代表者印で割印をしてください。
  - オ 内封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、事業名、開札日及び入札者の商号又は名称を記載してください。
  - カ 内訳書及び製品の仕様が分かるカタログ等を必ず添付してください。
  - キ 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（様式は、任意）を入れてください。また、外封筒の表面に「（事業名称）入札書在中」と記載するとともに、入札書の商号又は名称が分かるようにしてください。
  - ク 外封筒の送付先は、以下のとおりとします。
 

郵便番号 623-8799

宛名 綾部郵便局留め 綾部市若竹町8-1 綾部市農林商工部農林課行
  - ケ 郵便局から交付される「差出控え」は、開札が終了するまで保管してください。
  - コ 入札書の提出期限は平成30年12月25日（火）とし、同日中に綾部郵便局に到達するものとします。また、綾部郵便局留めの郵便物については、10日以上保管すると差出人に返戻されるため、発送日に注意してください。
  - サ 入札者は、市に到達した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。提出期限までに送付した封筒への必要書類の入れ忘れに気付いた場合は、最初に差し出した郵便の取戻手続きをとった後、改めて指定の方法により郵送し

てください。

シ 入札書を郵便により差し出した後に辞退しようとするときは、直ちに辞退届を提出するとともに、差し出した郵便の取戻手続きを行ってください。ただし、入札書が市に到達した後においては、入札を辞退することはできません。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 8 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

## 9 開札

- (1) 日時  
平成30年12月26日（水）午前10時30分から
- (2) 場所  
綾部市役所西庁舎2階第1会議室
- (3) 開札は、前2号の日時及び場所において行うものとします。
- (4) 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができます。ただし、本人又は代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参してください。
- (5) 開札の立会いを希望する者が2人未満のときは、入札事務に関係のない職員の立会いのもと行います。
- (6) 入札回数は、2回以内とします。
- (7) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をするときがあります。
- (8) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書提出先及び入札書提出期限その他必要事項を別途通知します。
- (9) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができません。
- (10) 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留します。
- (11) 前号の場合において、同一価格で入札した者全員が現に立ち会っているときは、その場で立会人がくじを引くものとします。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

10 入札の延期又は中止

- (1) 市長は、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとします。
- (2) 市長は、前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければなりません。
- (3) 市長は、入札を延期したときにあつては、受領した入札書等を延期後の開札まで厳重に保管するものとし、入札を中止したときにあつては不正な行為等により入札を中止した場合を除き、速やかに入札書等を当該入札参加者に返却するものとします。

11 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

12 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 その他

- (1) 調達の内容等に関する問い合わせは、一般競争入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、仕様書を熟読し、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し、文書で通知します。
- (5) 郵便入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。

14 問い合わせ先

綾部市農林商工部農林課管理担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東2階

電話番号 0773-42-4266（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail norin@city.ayabe.lg.jp



## 綾部市公告第147号

平成31年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

平成30年12月3日

綾部市長 山崎善也

## 1. 受付期間等

区 分		有 効 期 間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法	受付時間、場所
市内業者	建設工事	31 年度 (1年)	平成31年2月1日(金) ～ 2月15日(金)	文書持参 のみ	〔時 間〕 午前9時～正午、 午後1時～5時  〔場 所〕 監理課(本庁東3階)
	測量・建設 コンサルタント等				

\* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

\* 「市外業者」は隔年申請のため、31年度の受付はありません。

## 2. 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.avabe.lg.jp/>

産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

## 3. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実が記載された場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受付がありません。

## 4. 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、平成31年度に新規登録していただく業者の皆様については、平成31年の

4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

#### 5. 提出について

提出書類一覧表に記載の書類および添付書類

提出部数 1部

体裁 市内業者は、ホッチキス止め、書類の量が多い場合は綴り紐で綴じてください。

提出方法 持参

必ず受付期間、受付時間を守って提出してください。時間外や期限外に持参された申請書は受理できません。

#### 6. 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

## 【 建 設 工 事 】

### 申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

#### 1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、平成29年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限りません。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

#### 2 申請受付期間等

市内業者	平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）	持参のみ
------	----------------------------	------

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付期間は、午前9時～正午と午後1時～午後5時です。

#### 3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL. 0773-42-4276（直通）

#### 4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から平成32年3月31日まで。
------	---------------------------------

## 市内業者用

## 5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市第1号様式	1	※1	
②	建設業許可証明書	(都道府県等)	1	平成30年11月1日以降のもの。 写しでも可。 許可通知書ではありません。	
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	平成30年11月1日以降のもの。 写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)			
④	営業所一覧表	市第2号様式	1		
⑤	工事経歴書	市第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。	
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	(税務署： 書式その3の3)	1	平成30年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。※2
		(個人の場合) 所得税・消費税	(税務署： 書式その3の2)		
	市税納税証明書	市第4号様式	1	平成31年1月7日以降のもの。 個人事業主は平成31年2月1日以降のもの。原本提出 ※3	
⑦	技術職員名簿	市第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4	
⑧	現場代理人名簿	市第6号様式	1	※5	
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6	
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ ※7	
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1		
⑫	除雪等委託契約書の写し		1	国道、府道を含む。 ※8	
⑬	誓約書	市	1		
⑭	経営事項審査結果通知書の写し		1	平成29年7月1日以降のもの。	
⑮	振込先確認書	市	1		
⑯	受領書	市	1		

## 【留意事項等】

※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。

※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.avabe.lg.jp](mailto:kanri@city.avabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

※3 ⑥「市税納税証明書」については平成31年1月7日(月)以降に取得してください。それ以

前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、平成30年度の最終の納期（市府民税第4期分）が平成31年1月31日ですので、平成31年2月1日以降に取得してください。2月1日以前に申請される場合は、領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑦「技術職員名簿」は、**平成31年度に配置可能な技術者**について記入してください。

また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。

技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（**検定合格証明書の写し等**）を、監理技術者資格を有する職員については、**監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習終了証の写し**を必ず添付してください。

※5 ⑧「現場代理人名簿」は、平成31年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方であればなりません。

※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、平成31年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出書」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）

※8 国、京都府、綾部市と平成30年度の除雪や融雪材散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。

## 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑬を番号順にし、左側をホッチキス（書類の量が多い場合は綴じ紐）で綴じてください。⑭～⑯は綴じずに、添付してください。

## 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点（市内業者のみ）

---

## 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者

(6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

## 【測量・建設コンサルタント等】

### 申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、平成31年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

#### 1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、**建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いていない者等**、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

#### 2 申請受付期間等

市内業者	平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）	持参のみ
------	----------------------------	------

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付期間は、午前9時～正午と午後1時～午後5時です。

#### 3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL. 0773-42-4276（直通）

#### 4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から平成32年3月31日まで。
------	---------------------------------

**市内業者用**

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式 1	1		
②	測量等実績調書	市 様式 2	1		
③	技術者経歴書	市 様式 3	1		
④	営業所一覧表	市 様式 4	1		
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	平成30年11月1日以降のもの。写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)			
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	平成30年11月1日以降のもの。写しでも可。 ※1	
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。	
				(個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。	
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 ----- (個人の場合) 所得税・消費税	(税務署： 書式その3の3) ----- (税務署： 書式その3の2)	1	平成30年11月1日以降のもの。写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可。 ※2
	市税納税証明書		市 第4号	1	平成31年1月7日以降のもの。 個人事業主は平成31年2月1日以降のもの。原本提出 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4	
⑩	誓約書	市	1		
⑪	振込先確認書	市	1		
⑫	受領書	市	1		

**【留意事項等】**

- ※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)
- ※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中〇〇会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp) へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。
- ※3 ⑧「市税納税証明書」については平成31年1月7日(月)以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行される



ため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、平成30年度の最終の納期（市府民税第4期分）が平成31年1月31日ですので、平成31年2月1日以降に取得してください。2月1日以前に申請される場合は、領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、平成31年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

#### 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑩を番号順にし、左側をホッチキス（書類の量が多い場合は綴じ紐）で綴じてください。⑪～⑫は綴じずに、添付してください。

#### 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

---

#### 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、必ず届出をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第11回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年11月27日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年11月28日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第24号 綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について
  - ・議第25号 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - ・議第26号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
  - ・議第27号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
  - ・議第28号 平成30年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 事務連絡
  - ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第75号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 十倉照子

575人

綾部市選挙管理委員会告示第76号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 十倉照子

9,579人

綾部市選挙管理委員会告示第77号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 十倉照子

4,790人